

平成28年度
行政監査結果報告書

「指定管理者制度」

平成28年11月

多治見市監査委員

多 監 第 98 号
平成 28 年 11 月 15 日

多 治 見 市 長 古 川 雅 典 様
多 治 見 市 議 会 議 長 加 藤 元 司 様

多 治 見 市 監 査 委 員 尾 関 恵 一

同 若 尾 敏 之

平成 28 年 度 行 政 監 査 の 結 果 に つ い て (報 告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 2 項の規定による行政監査を次のとおり執行したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

1 監査のテーマ

指定管理者制度（多治見市民病院に係るものを除く。）

2 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下、「法」という。）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に管理させている多治見市が設置する公の施設について、同条第4項に規定する指定管理者の指定の手續等が適正に行われているか、その所管課を対象に検証する。

3 監査日時及び場所

平成 28 年 10 月 17 日(月)午前 9 時 30 分から午後 4 時 15 分まで
多治見市役所本庁舎 4 階会議室

4 監査対象

指定管理者制度により運用する施設の所管部課

経 済 部 産業観光課

建 設 部 道路河川課、緑化公園課

福 祉 部 福祉課、子ども支援課、高齢福祉課

環境文化部 環境課、文化スポーツ課、暮らし人権課

【指定管理施設の所管部課、公募の状況及び指定管理期間一覧】

※以下の表中、施設の名称の「多治見市」は、省略。

部	課	施 設 名	指定方法	指定期間
経 済 部	産 業 観 光 課	勤労者センター	公募	3 年 (H27/4/1～H30/3/31)
		文化工房	公募	5 年 (H28/4/1～H33/3/31)
		産業文化センター	公募	5 年 (H28/4/1～H33/3/31)
		美濃焼ミュージアム	公募	5 年 (H28/4/1～H33/3/31)
		モザイクタイルミュージアム	非公募	4 年 10 ヶ月 (H28/6/1～H33/3/31)
		駅北立体駐車場	非公募	2 年 3.5 ヶ月 (H26/12/15～H29/3/31)
		豊岡駐車場 豊岡原動機付自転車駐車場	公募	3 年 (H27/4/1～H30/3/31)

部	課	施設名	指定方法	指定期間
経済部	産業観光課	駅西駐車場、駅西自転車駐車場、 駅西原動機付自転車駐車場、 駅前自転車駐車場、 駅北・駅南ロータリー駐車場、 駅東原動機付自転車駐車場	公募	2年 (H27/4/1～H29/3/31)
		多治見駅北広場	公募	2年9ヶ月 (H28/7/1～H31/3/31)
建設部	緑化公園課			
	道路河川課	土岐川観察館	非公募	5年 (H26/4/1～H31/3/31)
福祉部	福祉課 高齢福祉課 子ども支援課	総合福祉センター サンホーム滝呂 ふれあいセンター姫	非公募	5年 (H28/4/1～H33/3/31)
	福祉課	かさはら福祉センター	非公募	5年 (H28/4/1～H33/3/31)
	子ども支援課	池田保育園	公募	5年 (H28/4/1～H33/3/31)
		旭ヶ丘保育園	公募	5年 (H27/4/1～H32/3/31)
		発達支援センター なかよし	公募	5年 (H28/4/1～H33/3/31)
		発達支援センター ひまわり		
		児童館（川北グループ） 大原、本土、旭ヶ丘、共栄	公募	5年 (H28/4/1～H33/3/31)
		児童館（川南グループ） 市之倉、脇之島、坂上、中央	公募	5年 (H28/4/1～H33/3/31)
		笠原児童館 地域子育て支援拠点親子ひろば	公募	5年 (H27/4/1～H32/3/31)
	環境文化部	文化スポーツ課	文化会館	公募
三の倉市民の里			公募	5年 (H28/4/1～H33/3/31)
7公民館 養正、精華、旭ヶ丘、小泉、脇 之島、市之倉、南姫			公募	5年 (H28/4/1～H33/3/31)
根本交流センター			公募	5年 (H28/4/1～H33/3/31)
学習館、 図書館、子ども情報センター			公募	5年 (H28/4/1～H33/3/31)
くらし人権課		市民活動交流支援センター		

部	課	施設名	指定方法	指定期間
環境文化 部	文化スポーツ課	笠原中央公民館 笠原体育館 図書館笠原分館	公募	5年 (H28/4/1～H33/3/31)
		総合体育館 指定公園及び運動場	公募	5年 (H28/4/1～H33/3/31)
		平和マレットゴルフ場	公募	3年 (H28/4/1～H31/3/31)
	環境課	火葬場	公募	3年 (H28/4/1～H31/3/31)

5 監査結果

(1) 全体事項

平成15年6月に法が改正され、指定管理者制度が創設された。この制度は、「多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的（平成15年7月17日総行第87号総務省自治行政局長通知）」としている。

本市では、平成17年6月市議会に各施設の指定管理による管理のための条例改正案を提出し、議決を経て、平成18年4月から指定管理者制度を導入しているところである。

爾来10年を経て、都合75施設を指定管理としているが、当初指定管理者の指定にあつては、公募としていたところ、現在7施設が非公募とされており、指定管理期間の更新も副次的に行われているため、指定管理者に関する事項を一括して検証するものである。

以下、指定管理者制度と本市の取扱いについて概説する。

ア 使用料と利用料金

指定管理者制度は、施設の設置者である多治見市（以下、「設置者」という。）の収入となる使用料徴収と、指定管理者の運営により指定管理者の収入となる利用料金徴収と二つの体系に分けられる。これは、自ら設置目的に沿った収益事業を実施することで、相当の利益の確保と市民サービスの向上を図ることが可能な施設（利用料金制）と、貸付を主な目的とした施設のうち減価償却費を除く経常的維持管理費よりも使用料収入が少ない施設で、指定管理者の営業努力で利用率が向上することで、相当の収益の控除が見込まれる施設（使用料制）とでその判断を異にする。

イ 包括業務委託と指定管理

公の施設の管理を地方公共団体以外の者に行わせる場合には、法の規定に基づき当該地方公共団体による適正な管理を確保した上で指定管理者にその管理を行わせることとした今回の制度の趣旨から、私法上の業務委託契約により、一の民間事業者に対してこれらの業務を包括的に行わせることは、適当ではなく、民間事業者を指定管理者として指定すべきとされているからである。また、清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、指定管理制度の趣旨から、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものとされている。

ウ 包括的例規の制定と施行

本市では、「多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を平成16年9月に制定・施行し、その手続方法について定めている。この条例では、指定管理者による管理は5年以内と限定（第8条）し、さらに公募を条件（第2条）としている。なお、公募については、平成23年に「市長が特に公募を行う必要がない合理的な理由があると認めるときは、この限りでない。」という文言を加えている（第2条）。

さらに、「多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」を条例と同日に制定し、指定管理者の指定を受けようとする団体から応募があった場合は、本市が要綱で定める選定委員会において候補団体を選定する制度とし、現在までに9委員会をおいている。

この委員会は、指定管理者候補団体の選定のほかに指定管理者の実績評価を検証する機能も持ち合わせており、行政内部だけでなく学識経験者や利用者代表を加えて多角的に意見を提出する方式としている。

なお、指定管理期間を5年以内と規定しているのは、長期にわたり同じ指定管理者が管理することで、事業の停滞やマンネリ化を防ぐ狙いがある。

【指定管理者選定委員会の所管施設と委員構成】

(単位：人)

※以下の表中「人数」は、現委員会の委員の数。「定数」は、委員会設置要綱に定められた最大定員数。

施設名	委員会名称	人数	定数	学識	行政	利用者	その他	市長が認める者
勤労者センター	多治見市経済部所管の公の施設に係る指定管理者候補団体選定委員会	7	7	2	2	0	0	3
文化工房								
産業文化センター								
美濃焼ミュージアム								
モザイクタイルミュージアム								
駅北立体駐車場								
豊岡駐車場、豊岡原動機付自転車駐車場								
駅西駐車場、駅西自転車駐車場、駅西原動機付自転車駐車場、駅北・駅南ロータリー駐車場及び駅東原動機付自転車駐車場、駅前自転車駐車場								
多治見駅北広場	多治見市土岐川観察館指定管理者候補団体選定委員会	5	7	1	2	0	1	1
土岐川観察館								

施設名	委員会名称	人数	定数	学識	行政	利用者	その他	市長が認める者
総合福祉センター サンホーム滝呂 ふれあいセンター姫	多治見市福祉施設指定管理者候補 団体選定委員会	7	14	1	2	2	2	0
かさばら福祉センター								
池田保育園	多治見市保育所 指定管理者候補団体選定及び評価 委員会	8	9	1	2	2	1	2
旭ヶ丘保育園								
発達支援センター なかよし	多治見市発達支援センター指定管 理者候補団体選定及び評価委員会	6	6	1	2	2	1	0
発達支援センター ひまわり								
児童館（川北グループ） 大原、本土、旭ヶ丘、共栄児童館	多治見市児童館指定管理者候補団 体選定及び評価委員会	9	9	1	3	0	2	3
児童館（川南グループ） 市之倉、脇之島、坂上、中央児童 館								
笠原児童館 地域子育て支援拠点親子ひろば								
文化会館	多治見市環境文化部所管の公の施 設に係る指定管理者候補団体選定 委員会	5	12	1	2	2	0	0
三の倉市民の里								
平和マレットゴルフ場								
総合体育館 指定公園及び運動場								
学習館、 図書館、子ども情報センター、 市民活動交流支援センター	多治見市市民活動交流支援センタ ー、根本交流センター、学習館、公 民館及び図書館に係る指定管理者 候補団体選定委員会	6	5 ～ 7	1	2	2	1	0
7 公民館 養正、精華、旭ヶ丘、小泉公民館、 脇之島、市之倉、南姫公民館								
根本交流センター								
笠原中央公民館 笠原体育館 図書館笠原分館								
火葬場	多治見市火葬場指定管理者候補団 体選定及び評価委員会	5	6	1	2	0	2	0

(2) 経済部

施設の名称	指定管理者	指定管理期間	指定管理料 (円)	使用料/利用料金
勤労者センター	(公財)多治見市文化振興事業団	3年	26,905,867	使用料
文化工房	(株)共栄電気炉製作所	5年	92,511,000	利用料金
産業文化センター	(株)ビーウェル	5年	305,000,000	利用料金
美濃焼ミュージアム	(公財)多治見市文化振興事業団	5年	143,218,000	利用料金
モザイクタイルミュージアム	(一財)たじみ・笠原タイル館	4年10月	218,185,000	利用料金
駅北立体駐車場	多治見まちづくり(株)	2年3.5月	※年42,130,000	利用料金
豊岡駐車場グループ	(公財)多治見市文化振興事業団	3年	※設定なし	利用料金
駅西駐車場グループ	蔦井(株)	2年	※設定なし	利用料金
多治見駅北広場	多治見まちづくり(株)	2年9月	42,181,000	利用料金

以下、指定管理料は、指定管理期間の税込総額(契約金額)で表示する。

ア 勤労者センター

勤労者センターは、昭和59年建築で、用途は貸館が主である。主に大研修室、会議室A及び会議室Bが貸館対象であり、和室は学童保育所「どんぐりの家」として別途貸し付けている。

指定管理者候補団体選定委員会の委員構成は、経済部所管施設は共通であり、学識経験者2人、行政充て職(市企画防災課長、財政課長)2人に、市長が認める者3人という構成である。

現在の指定管理団体の選定にあつては、1団体から応募があり、審査の結果、候補団体とした。

イ 文化工房

文化工房は、平成12年建築の複合的商業施設であるたじみ創造館の3階に位置しており、建物の所有者は独立行政法人中小企業基盤整備機構となっている。

延床面積2,430.30㎡のうち、当施設は548.36㎡(共用部分を除く。)であり、中心市街地の活性化や、ものづくりと人の交流の場の達成のために自主事業を行う位置づけとしている。

現在の指定管理団体の選定にあつては、1団体から応募があり、審査の結果、候補団体とした。応募が1団体に留まった理由としては、施設内に電気窯と小型マイクロ波焼成炉を有し、作陶体験をさせる設備を有することがある。

ウ 産業文化センター

産業文化センターは、平成5年建築で、4階の多治見商工会議所、2階の企業支援ルーム、情報プラザ等及び1階の株式会社エフエムたじみが本市と直接賃貸借契約を結んでいる部分以外の部分を貸館の他自主事業を展開する形での指定管理としている。また、地下駐車場の部分も指定管理としている。

現在の指定管理団体の選定にあつては、5団体から応募があり、審査の結果候補団体とした。

エ 美濃焼ミュージアム

美濃焼ミュージアムは、昭和 63 年建築で、もともと財団法人岐阜県陶磁資料館であった施設を平成 24 年に本市に無償譲渡（ただし、土地は岐阜県から無償貸与）されたものである。

美濃焼の歴史と文化に関する資料を企画展により展示する性格があり、展示室や研修室、収蔵倉庫など本館だけで延床面積が 1,349.95 m²を有する。

現在の指定管理団体の選定にあっては、1 団体から応募があり、審査の結果、候補団体とした。

自主事業である、企画展は年 4 回以上と協定を結んでいるが、実際には 6 回行っている。

オ モザイクタイルミュージアム(非公募)

モザイクタイルミュージアムは、新市建設計画の一環として平成 28 年 3 月竣工、タイルの展示のほか商談コーナーも置く施設である。

現在の指定管理団体の選定は、非公募で行われたため、1 団体を審査して候補団体とした。

カ 駅北立体駐車場(非公募)

駅北立体駐車場は、平成 26 年 12 月建築、5 層 6 段、駐車台数 417 台の施設である。

現在の指定管理団体の選定は、非公募であるため、1 団体を審査して候補団体とした。

候補団体決定要領に記載された指定管理料の指定期間に係る限度額は、設置当初から指定管理とするため、公債費や借地料等市の負担分に対する額は利用料金から市へ納入することとし、収益部分は、指定管理者と折半する形となっている。このため、市への納入分 42,130,000 円を基礎額とし、収益部分等は、収益見込額に一定の割合を乗じて算出し、基礎額と合算して年度単位での指定管理料の設定としている。

なお、収益見込の関係で、本市と指定管理者は平成 27 年 9 月 30 日付けでこの指定管理料の変更協定を締結して見直しを行っている。

キ 豊岡駐車場グループ

豊岡駐車場グループは、豊岡駐車場（293 台）と豊岡原動機付自転車駐車場（51 台）の 2 施設をいい、2 つ合わせて 1 指定管理の単位としている。

指定管理料は、年間 1,500,000 円を四半期ごとに市に使用料として支払うものとし、第 4 四半期は、これに年間売上から 32,445,000 円を除いて得た額の 2 割相当額を併せて市に支払う方式となっている。

指定管理候補団体は 2 団体であり、審査の結果、候補団体とした。

ク 駅西駐車場グループ

駅西駐車場グループは、駅西駐車場（234 台）、駅西自転車駐車場（55 台）、駅西原動機付自転車駐車場（65 台）、駅北・駅南ロータリー駐車場（24 台）及び駅東原動機付自転車駐車場（29 台）、駅前自転車駐車場（573 台）の 7 施設をいい、7 つ合わせて 1 指定管理の単位としている。

指定管理料は、年間 22,500,000 円を四半期ごとに市に使用料として支払うものとし、第 4 四半期は、これに年間売上から 57,140,000 円を除いて得た額の 2 割相当額を併せて市に支払う方式となっている。

指定管理候補団体は2団体であり、審査の結果、候補団体とした。

ケ 多治見駅北広場

多治見駅北広場は、平成28年6月竣工、敷地面積3,015㎡の公園である。

市の管理区分は、施設の運営は経済部産業観光課であるが、樹木などの公園機能は建設部緑化公園課の所管としている。

指定管理料は施設管理費（イベントの企画・運営等及び植栽・水路維持管理等）であり、指定管理者が自己の事業を行って得た収益は利用料金として指定管理者の収入となる。

指定管理期間は、開設が年度中途のため、2年9ヶ月という変則の期間となっている。

指定管理候補団体は1団体であり、審査の結果、候補団体とした。

(3) 建設部

施設の名称	指定管理者	指定管理期間	指定管理料(円)	使用料/利用料金
土岐川観察館	河川自然環境保全復元団体 リバーサイドヒーローズ	5年	97,537,840	原則設定なし

ア 土岐川観察館(非公募)

土岐川観察館は、平成21年に現所在位置に移転し、土岐川だけでなく周辺の間々など自然の学習場所として運用されている。

現在の指定管理団体の選定にあつては、非公募であるため、1団体を審査して候補団体とした。

(4) 福祉部

施設の名称	指定管理者	指定管理期間	指定管理料(円)	使用料/利用料金
総合福祉センター、サンホーム滝呂、ふれあいセンター姫	(福)多治見市社会福祉協議会	5年	842,259,000	四半期ごとに委託料支払い
かさはら福祉センター	(福)多治見市社会福祉協議会	5年	131,301,000	四半期ごとに委託料支払い
池田保育園	(福)多治見市社会福祉協議会	5年	国の定める公定価格より	毎月払いの委託料
旭ヶ丘保育園	(福)前畑育英会	5年	国の定める公定価格より	毎月払いの委託料
発達支援センターなかよし、同ひまわり	(福)多治見市社会福祉協議会	5年	486,517,000	四半期ごとに委託料支払い
児童館(川北グループ)	(福)多治見市社会福祉協議会	5年	218,226,000	四半期ごとに委託料支払い
児童館(川南グループ)	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	5年	213,500,000	四半期ごとに委託料支払い
笠原児童館	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	5年	68,488,885	四半期ごとに委託料支払い

ア 総合福祉センター、サンホーム滝呂及びふれあいセンター姫(非公募)

児童、高齢者、母子・父子家庭の福祉サービス提供機関として、次の施設がある。

- (ア) 総合福祉センター 昭和 63 年建築 4 階建 延床面積 4,018.81 m²
太平児童センター、老人福祉センター、母子・父子福祉センター、
障害者福祉センター、在宅老人デイサービスセンター、太平地域包括支援センター
- (イ) サンホーム滝呂 平成 8 年建築 3 階建 延床面積 1,440.68 m²
滝呂児童センター、滝呂老人福祉センター、滝呂在宅老人デイサービスセンター、
滝呂地域包括支援センター
- (ウ) ふれあいセンター姫 平成 9 年建築 2 階建 延床面積 1,603.86 m²
南姫児童センター、南姫老人福祉センター、南姫在宅老人デイサービスセンター、
南姫地域包括支援センター

上記 3 施設を一括管理する方式としており、指定管理者候補団体の選定は、非公募であるため、1 団体を審査して候補団体とした。

指定管理者候補団体選定委員会は、福祉施設をひとつの委員会で選定することとしており、委員の構成は、学識経験者 1 人、行政充て職 2 人（市企画防災課長、教育推進課長）のほか、民生児童委員、主任児童委員、老人クラブ代表、身体障がい者代表各 1 人の計 7 人である。

福祉施設のため、福祉目的外使用以外の使用料は無料であり、指定管理料は、非公募であることから本市の積算による額である。

なお、現在の指定管理は平成 32 年度末までであるが、次の指定管理者の更新にあつては、公募により選定を行う予定としている。

イ かさはら福祉センター(非公募)

かさはら福祉センターは、平成 4 年建築で延床面積 1,785.83 m²を擁し、笠原在宅老人デイサービスセンターと笠原地域包括支援センターの機能を果たしている施設である。

現在の指定管理団体の選定にあつては、非公募であるため、1 団体を審査して候補団体とした。

ウ 池田保育園

池田保育園は、平成 15 年に現在の所在に移転し、延床面積 1,340.42 m²、定員 90 人の保育施設である。同園では、通常保育のほか、延長、障がい児及び一時保育を併せて行っている。

指定管理候補団体選定委員会は、8 人の委員構成とし、学識経験者 1 人、保護者代表 2 人、主任児童委員 1 人、地元小学校長 1 人のほか、公立園長会長 1 人、市長が認める者 2 人を擁する。

直近の指定管理選定は、平成 28 年 4 月からの管理を前提としており、2 団体が応募したため、審査の結果、候補団体とした。

なお、指定管理料は、保育児の数により国が定める公定価格等を算定基準としているため、毎月実績に応じて設置者が指定管理者に支払う方式としている。

エ 旭ヶ丘保育園

旭ヶ丘保育園は、昭和 48 年建築で延床面積 1,034.02 m²、定員 200 人の保育施設である。通

常保育に加えて延長、障がい児及び一時保育を併せて行っている。

指定管理候補団体選定委員会の委員構成は、池田保育園と同様に 8 人の委員構成としているが、保護者代表や地元教育関係者は別である。

指定管理候補団体の応募は 1 団体のみであったため、審査の結果、候補団体とした。

なお、指定管理料は、保育児の数により国が定める公定価格等を算定基準としているため、毎月実績に応じて設置者が指定管理者に支払う方式としている。

オ 発達支援センターなかよし、同ひまわり

発達支援センターなかよりは、昭和 35 年建築で、延床面積は 1,909.20 m²。同ひまわりは、昭和 44 年建築で、延床面積は 1,029.32 m²であり、利用定員はいずれも 1 日当たり 30 人としている。

指定管理者候補団体選定委員会は、発達支援センターの指定管理者候補団体選定にのみ適用の組織で、学識経験者 1 人、行政充て職 2 人（市福祉課長、保健センター所長）のほか、民生児童委員 1 人と障害者福祉団体関係者 2 人の計 6 人からなる。

指定管理者候補団体の応募は 1 団体のみであったため、審査の結果、候補団体とした。

カ 児童館(川北グループ)

川北グループに入る児童館は、次のとおりである。

(ア)大原児童館	昭和 44 年建築	延床面積 339.56 m ²
(イ)本土児童館	昭和 45 年建築	延床面積 216.00 m ²
(ウ)共栄児童館	昭和 57 年建築	延床面積 199.26 m ²
(エ)旭ヶ丘児童センター	平成 2 年建築	延床面積 336.00 m ²

指定管理者候補団体選定委員会は、児童館の指定管理者候補団体選定にのみ適用の組織で、学識経験者 1 人、行政充て職 3 人（市教育推進課長、保育園長代表、幼稚園長代表）のほか、民生児童委員 2 人と市民代表 3 人の計 9 人からなる。

指定管理候補団体の応募は 2 団体であったため、審査の結果、候補団体とした。

キ 児童館(川南グループ)

川南グループに入る児童館は、次のとおりである。

(ア)坂上児童館	昭和 40 年建築	延床面積 228.51 m ²
(イ)中央児童館	昭和 44 年建築	延床面積 183.60 m ²
(ウ)市之倉児童センター	平成 5 年建築	延床面積 448.69 m ²
(エ)脇之島児童センター	平成 6 年建築	延床面積 456.16 m ²

指定管理者候補団体の応募は 3 団体であったため、審査の結果、候補団体とした。

ク 笠原児童館

笠原児童館は、昭和 55 年建築で延床面積 640.04 m²の施設で、児童館のほか地域子育て支援拠点事業を行っている。

指定管理候補団体の応募は 2 団体であったため、審査の結果、候補団体とした。

(5) 環境文化部

施設の名称	指定管理者	指定管理期間	指定管理料 (円)	使用料/利用料金
文化会館	(公財)多治見市文化振興事業団	5年	541,500,000	利用料金
三の倉市民の里	(公財)多治見市文化振興事業団	5年	201,500,000	利用料金
学習館、図書館、子ども情報センター、市民活動交流支援センター	(公財)多治見市文化振興事業団	5年	1,308,543,000	利用料金
公民館(笠原を除く)	(公財)多治見市文化振興事業団	5年	713,212,500	使用料
根本交流センター	(公財)多治見市文化振興事業団	5年	140,000,000	使用料(児童センターは無料)
笠原中央公民館等	(公財)多治見市文化振興事業団	5年	533,500,000	利用料金
総合体育館 指定公園及び運動場	感謝と挑戦のKGIグループ	5年	590,543,000	利用料金
平和マレットゴルフ場	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	3年	11,940,000	利用料金
火葬場	太陽築炉工業㈱	3年	174,638,922	使用料

ア 文化会館

文化会館は、昭和56年建築、延床面積7,552.00㎡の貸館を主とする施設である。

1階に大小ホールと展示室、2階に会議室と練習室を擁し、同施設において行う自主事業の展開を課している。

指定管理候補団体選定委員会は5人の委員で環境文化部所管施設の指定管理者候補団体の選定の一部について共通である。その構成は、学識経験者1人、行政充て職2人(市企画防災課長、財政課長)のほか、文化またはスポーツ活動を行っているもの2人からなっている。

指定管理に応募した団体は1団体で、審査の結果、候補団体とした。

イ 三の倉市民の里

三の倉市民の里は、平成元年建築の生涯学習施設である。本館は、延床面積1,659.89㎡で、この他にログハウス3棟などを抱える。

指定管理者候補団体選定委員会は、文化会館と同じである。

指定管理に応募した団体は1団体で、審査の結果、候補団体とした。

ウ 学習館、図書館、子ども情報センター、市民活動交流支援センター

学習館、図書館及び市民活動交流支援センターは、平成9年建築のまなびパーク内に位置する。また、子ども情報センターは別の場所にあるが、元図書館分館であり、図書館に合わせて指定管理者候補団体を一括公募している。

なお、学習館はまなびパークの1階と4階から7階まで、図書館は2階と3階、市民活動交流支援センターは6階に位置する。

市民活動交流支援センターは、環境文化部くらし人権課所管で、他は同文化スポーツ課の所管である。

子ども情報センターは昭和63年建築、1階に図書コーナーを設置している。

指定管理者候補団体選定委員会は、6人の委員構成であり、学識経験者1人、行政充て職2人（企画防災課長、財政課長）、文化活動又は市民活動を行っている者3人となっており、別項の根本交流センターの指定管理者候補団体の選定にも共通で携わる。

指定管理者候補団体の応募は1団体のみであり、審査の結果、候補団体とした。

エ 公民館（笠原中央公民館を除く。）

該当する施設は、次のとおりである。

- (ア) 養正公民館 平成2年建築 延床面積 976.19 m²
- (イ) 精華公民館 平成6年建築 延床面積 1,266.72 m²
- (ウ) 旭ヶ丘公民館 昭和53年建築 延床面積 593.90 m²
- (エ) 小泉公民館 平成5年建築 延床面積 1,238.08 m²
- (オ) 脇之島公民館 平成3年建築 延床面積 773.75 m²
- (カ) 市之倉公民館 昭和56年建築 延床面積 770.00 m²
- (キ) 南姫公民館 平成3年建築 延床面積 992.09 m²

指定管理の態様は、各公民館別々であるが、指定管理に応募した団体は1団体で、委員会（学習館選定と同じ。）において審査の結果、候補団体とした。

オ 根本交流センター

根本交流センターは、平成25年建築で、根本公民館と根本児童センターを含む延床面積1,354.27 m²の施設である。

指定管理に応募した団体は1団体で、委員会（学習館選定と同じ。）において審査の結果、候補団体とした。

カ 笠原中央公民館、笠原体育館及び笠原町内屋外運動施設

本項にいう施設は、次のとおりである。

- (ア) 笠原中央公民館 昭和59年建築 延床面積 5,102.48 m²
- (イ) 図書館笠原分館 昭和59年建築 延床面積 407.96 m²
- (ウ) 笠原体育館 昭和62年建築 延床面積 3,604.46 m²

指定管理に応募した団体は1団体で、委員会（学習館選定と同じ。）において審査の結果、候補団体とした。

なお、指定管理者候補団体選定委員会は、「多治見市環境文化部所管の公の施設に係る指定管理者候補団体選定委員会設置要綱」により運用されているが、第1条第2項の所管施設に、笠原体育館は含まれていない。

キ 総合体育館、指定公園、運動場

本項における指定管理施設は、次のとおりである。

- (ア)総合体育館
- (イ)市営球場
- (ウ)星ヶ台競技場
- (エ)星ヶ台運動広場
- (オ)星ヶ台テニスコート
- (カ)旭ヶ丘運動広場
- (キ)旭ヶ丘弓道場
- (ク)脇之島テニスコート
- (ケ)滝呂球場
- (コ)共栄テニスコート
- (サ)脇之島運動広場
- (シ)北丘運動広場
- (ス)市之倉運動広場
- (セ)笠原向島テニスコート
- (ソ)笠原向島運動広場
- (タ)笠原梅平運動広場
- (チ)運動公園
- (ツ)旭ヶ丘公園
- (テ)脇之島北公園
- (ト)滝呂公園
- (ナ)共栄公園
- (ニ)笠原運動公園

このうち、(イ)から(タ)までが屋外体育施設(指定施設及び運動場)であり、(チ)から(ニ)までが指定公園(指定施設を除く。)である。

これらの施設の所管は、環境文化部文化スポーツ課であるが、公園関係は建設部緑化公園課である。

指定管理者候補団体は、4団体であり、環境文化部所管の公の施設に係る指定管理者候補団体選定委員会の審査の結果、候補団体とした。

ク 平和マレットゴルフ場

平和マレットゴルフ場は、平成21年整備で18ホールを擁するスポーツ施設である。

指定管理者候補団体選定委員会は、環境文化部所管の公の施設共通の組織であり、当該施設に係る応募団体は1社であったため、審査の結果、候補団体とした。

ケ 火葬場

火葬場は、平成28年4月から現在の位置に移転して稼働を始めた。

延床面積は2,933.56㎡で、火葬場機能のほか斎場設備を備えている。

指定管理者候補団体選定委員会の委員は、5人構成であり、学識経験者1人、行政充て職2

人（企画防災課長、財政課長）、市民団体代表 2 人という内容である。

指定管理者候補団体として応募したのは 2 社であり、審査の結果、候補団体とした。

なお、指定管理料は、委託料として 2 ヶ月ごとに均等に設置者から支払われる。

6 監査委員意見

指定管理者制度の趣旨は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする」ものである。

今回の監査は、指定管理者に対するものではなく、設置者に限定して実施したが、多治見市においては、この趣旨に則り、概ね適正な指定管理者制度の運用に取り組まれていることが確認された。

なお、改善事項及び要望事項は、次のとおりである。指定管理者制度が更に充実し、円滑に運用されるための課題と捉え、改善若しくは検討いただきたい。

7 改善事項

(1) 多治見市指定管理者制度事務処理マニュアルについて

当市における指定管理者制度の運用においては、企画防災課が制度の庁内統括を担っている。企画防災課では、当市における指定管理者制度運用の統一的指針として「多治見市指定管理者制度事務処理マニュアル（以下、「マニュアル」という。）」を平成26年9月に作成している。

マニュアルは、指定管理者制度の事務処理、運用等に関する庁内の統一を図ることを目的とし、必要に応じて更新を行い、その都度企画防災課から関係各課に周知されることとなっているが、効力を発する時期を示すため内容現在の日付を記載する欄と、当初作成された時からの更新履歴を記載する欄の記載が漏れているようである。

本市における適正な指定管理者制度の運用を担保するためにも、正確な事務手続きを実施していただくよう早急に改善されたい。

(2) 笠原体育館の指定管理者候補団体の選定について

多治見市笠原地区文化・体育施設の指定管理者候補団体選定について、笠原体育館の選定を、多治見市市民活動交流支援センター、根本交流センター、学習館、公民館及び図書館に係る指定管理者候補団体選定委員会設置要綱（平成20年9月1日告示第187号の2）の規定に基づく選定委員会により選定しているが、この要綱の第1条第2項の委員会の所管に属する施設として、笠原体育館が規定されていないので、すみやかに当該要綱を改正されたい。

8 要望事項

(1) 間接経費について

監査した施設の指定管理の委託料には、間接経費が計上してあるものと、そうでないものがあった。

工事請負契約については、岐阜県の標準積算方法を踏襲するものとし、直接経費にいくらかの割合を乗じて得た額を計上するのが一般的であるが、業務委託契約(例えば物品購入)においては、直接経費のみ積算して、間接経費については計上しないものもある。

ここでいう間接経費とは、直接管理に関するもの以外のものとして、例えば次のようなものが考えられる。

- 一 指定管理者の本部の経費 本部の企画、人事、公募対応などの経費
- 二 指定管理施設に従事する職員又は従業員の研修や採用に係る経費
- 三 その他これらに類するものに係る経費

今回の監査で所管課が計上する間接経費の積算内容を確認したところ、単に工事請負契約と同じ考え方で計上していた事例があった。

統一的に扱う必要があると認められるので、間接経費に係る記述をマニュアルに記載されるよう検討されたい。

(2) 人件費と一般管理費について

指定管理を委託する設置者は、当該施設を適正に運営するためにも極めて正確に人件費を算出しなければならないものである。

マニュアルでは、指定管理施設における職員の時間単価は、多治見市正規職員、嘱託職員の人件費を基準に算定されているが、当市における民間の給与実態やハローワーク等の求人情報等を参考とすることも検討いただきたい。

また、一般管理費は、人件費の10%を計上する旨の記載がマニュアルにあるが、その根拠を明記されるよう検討されたい。

(3) 指定管理者選定委員会委員の選任について

指定管理者は、施設ごとに要綱で定める指定管理者候補団体選定委員会における書類審査及び提案説明により選定している。

指定管理者の選定を行う場合、施設によっては、その施設を利用する者、その施設の特質を理解する者の意見を重視すべき施設があると考えられる。

しかしながら、要綱に定める委員構成のうち、学識経験者や行政関係者は充足されていても、利用者が選任されていない委員会や、施設の特質との関係が薄い者が選任されている委員会、要綱に定める選定委員会の定数と比べて実際の委員数が著しく少ない委員会が認められた。

以下に掲げる委員会においては、委員の構成等検討していただきたい。

- 1 委員会の委員に利用者又は市民が欠けているもの
 - ・多治見市経済部所管の公の施設に係る指定管理者候補団体選定委員会
 - ・多治見市土岐川観察館指定管理者候補団体選定委員会

2 委員会の定数に比して実際の委員の数が著しく少ないもの

- ・多治見市福祉施設指定管理者候補団体選定委員会
- ・多治見市環境文化部所管の公の施設に係る指定管理者候補団体選定委員会

(4) 指定管理者候補団体選定委員会の運用について

指定管理者の選定にあたっては、各委員の採点結果による委員間討議の上、委員会として点数化する合議制を採用する施設と各委員の採点結果の総合計を委員会の点数として採用する施設の 2 通りがある。

指定管理者候補団体の選定日に欠席する委員が散見されたが、委員の数が 5 人程度で、1 人欠席し、残る委員における行政関係者の比率が高くなった場合、公正な選定が担保されないことが懸念される。全ての委員の都合を合わせることは困難であるとは思いますが、極力、全委員出席のもと実施されるよう努力いただきたい。

また、指定管理者の更新の際は、原則公募で選定されるが、現に指定管理者となっている団体が再び応募したとき、当該指定管理の状況について、年次報告書や所管課の検査結果も踏まえ、総合的に選定ができる体制になっているか確認されたい。

(5) 指定管理者の非公募について

「多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第 2 条に、「市長が特に公募を行う必要がない合理的な理由があると認めるときは、この限りでない。」と規定しており、これが指定管理者を非公募とする根拠となっている。

本市の非公募による指定管理者選定は、全体としては少ないが (1~3 ページの表参照)、今後この非公募という例外的規定を拡大解釈して、非公募の施設が多くなることのないよう留意されたい。

(6) 利用者に対するアンケート

各指定管理施設において、利用者の反応を知る方法として、ほとんどの施設が「常時、利用者の声を投函する意見箱を設置している」という回答であった。

こうした意見箱に投函する者は、限定的であると思われる。積極的に発言行為をしない多くの利用者から、当該施設に対する意見を積極的に吸い上げる方策を検討されたい。

以上